

**社会保障審議会児童部会  
社会的養護のあり方に関する専門委員会  
第4回議事次第**

平成15年8月28日(木)  
14:00~17:00  
厚生労働省共用第7会議室

1. 開会
  
2. 議題
  - (1) 意見交換
  - (2) その他
  
3. その他

# 社会的養護のあり方に関する専門委員会 主な検討課題

## 1. 社会的養護のあり方について

- 社会的養護の目的
- 施設養護と家庭的養護の果たすべき機能と協働等
- 多様なニーズに応えるサービスのあり方
- その他

## 2. 施設養護のあり方（施設サービス体系のあり方等）について

- ケア形態の小規模化(子どものニーズに対応する家庭的・個別的ケア等の強化)とその支援のあり方
- 施設サービス体系のサポートのあり方
- 生活機能、治療機能及び教育機能などのケア機能強化
- 子どもに対する連続的なケアの提供
- ケア担当職員の質的・量的な確保
- 地域支援機能などの在宅支援機能強化
- 一時保護機能のあり方 等

## 3. 家庭的養護（里親・グループケア等）のあり方について

- 里親制度の普及・啓発
- 専門性の確保
- 里親機能の拡充
- 里親支援の強化 等

## 4. 家族関係調整及び地域支援について

- 家族への支援や親権者との関係調整
- 関係機関との連携、地域におけるサポートシステムの確立 等

## 5. 年長の子どもや青年に対する自立支援について

- 年長の子どもや青年に対する支援（自立生活・住居・就労・進学等）のあり方
- 自立援助ホームの機能や役割の強化 等

## 6. 社会的養護の質の向上

- 子どもの権利擁護の強化
- 施設入退所等に関するアセスメントの策定
- 支援プログラムのあり方（個々の状況に応じた支援計画の策定等）
- サービス評価の実施
- 社会的養護関係者に対する養成、研修の拡充 等

## 7. その他

- 学校教育との連携

## 社会的養護のあり方に関する専門委員会 検討課題及び各委員発言状況

検討課題	検討項目と委員からの意見	関係団体研究会等の意見	虐待防止専門委員会提言
1. 社会的養護のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会的養護の目的               <ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネットの役割</li> <li>・子どもの権利擁護の視点</li> <li>・育児の社会化、子どもは社会の中で育つという視点</li> <li>・人は人として守られる、という発信</li> <li>・地域養護、周辺サポートを加える</li> </ul> </li> <li>○施設養護と家庭的養護等の果たすべき機能と協働               <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設養護から家庭的養護へ</li> <li>・施設と里親の共存、施設機能と里親機能の融合の視点、これらに関連つけた議論</li> <li>・施設、里親、地域サービスが連動することが必要</li> <li>・施設種別を越えたサポートの体制が必要</li> <li>・子どものケアだけではなく、子どもと家族へのケアが重要</li> </ul> </li> <li>○多様なニーズに応えるサービスのあり方</li> <li>○その他               <ul style="list-style-type: none"> <li>・この分野へのこれまでの社会的コストの投入が不十分</li> <li>・社会に向けた発信していく必要</li> <li>・当面の課題と中長期課題の混在の整理</li> <li>・子どもの視点で考えることが必要</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最善の利益に配慮した人権・発達保障（子どもの権利擁護・発達権の保障、自立支援（児童養護施設近未来像）</li> <li>・子どもと大人との信頼関係の構築、愛着関係の再形成（同近未来像）</li> <li>・家族再統合、再統合が困難な場合の新しい家族関係の再建に向けた援助（同近未来像）</li> <li>・施設養護が里親養護かという二者択一的な考えから脱却し、パートナーとして相互連携・協力する必要（児童養護施設近未来像、里親制度研究会）</li> <li>・要保護児童問題に対応してきた社会的養護サービスを含む新たな「社会的子育て支援システム」の構築（児童養護施設近未来像）</li> </ul>	
2. 施設養護のあり方（施設サービス体系のあり方等）について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ケア形態の小規模化（子どものニーズに対応する家庭的・個別的ケア等の強化）とその支援のあり方               <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模化は職員配置と合わせての検討が必要</li> <li>・児童自立支援施設についても小規模化の検討が必要</li> <li>・小規模化を支えるサポートシステムが重要</li> <li>・生活の単位を小さくした、完結型の家庭的ユニット</li> <li>・施設規模を小さく家族的にすることに加えて、穏やかな生活の提供も重要</li> <li>・発達保障を考えていくときには基本的な生活の仕組みは、小さな単位をベースにして考える。</li> </ul> </li> <li>○生活機能と治療機能及び教育機能などのケア機能強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の施設種別を取っ払った検討が必要</li> <li>・子どものケースワーク機能を付与することが必要</li> <li>・施設が自らケースワークを進めるためにファミリーソーシャルワーカーなどを配置すべき</li> <li>・施設に対する社会的スティグマを取り除くことが必要</li> <li>・治療的施設の有期限活用について検討すべき</li> </ul> </li> <li>○子どもに対する連続的なケアの提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもにあったオーダーメイドのケアが必要</li> <li>・家族との関係を濃く有する施設、例えば通所型児童養護施設なども検討すべき</li> <li>・年齢等の要件によって措置が変更される制度は問題が多い</li> <li>・措置変更の時期については、特に乳幼児に関しては柔軟に対応すべき</li> <li>・住居型施設の再編を打ち出すことが必要</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模化の必要性（児童養護施設の規模の縮小、里親委託の拡大の両面から実施）（児童養護施設近未来像）</li> <li>・居住機能の地域分散化、個別化とそれを可能とする職員配置等十分な財政的裏付けが必要、第一段階としてユニットケアへの転換（同近未来像）</li> <li>・小規模施設の機能を補完・支援する基幹施設（アセスメント、治療、家族調整機能）の設置（同近未来像）</li> <li>・養育単位の小規模化、担当養育制（乳児院委員会）</li> <li>・小舎制など、生活の単位として望ましい規模への配慮が必要（児童自立支援施設の将来像）</li> <li>・心理療法担当職員の全施設配置、常勤化（児童養護施設近未来像）</li> <li>・セラピストを複数配置し、環境療法を実施できる心理的ケア機能強化型施設の検討（同近未来像）</li> <li>・乳児院における乳幼児虐待ケアセンター機能（アセスメント、子どもへの治療的養育、保護者への援助等）の整備（乳児院委員会）</li> <li>・自活寮の設置による退所後の生活安定（児童自立支援施設の将来像）</li> <li>・居住型社会的養護サービスの統合の道を模索、ゆるやかな再編（児童養護施設近未来像）</li> <li>・措置変更時期の柔軟化（乳児院委員会）</li> <li>・慣らし保育の実施など児童養護施設との連携（同委員会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設のの小規模化や里親制度の充実を基本にしながら、あり方を検討（委員会）</li> <li>・生活と治療の両側面の充実が必要（委員会）</li> <li>・ケアと治療を目的とした中核拠点施設を定め、そこを中心とした支援のモデル実施（委員会）</li> <li>・乳児院と児童養護施設の関係について検討（委員会）</li> </ul>

検討課題	検討項目と委員からの意見	関係団体研究会等の意見	虐待防止専門委員会提言
2. 施設養護のあり方（施設サービス体系のあり方等）について	<p>○ケア担当職員の質的・量的な確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の役割でコアとされる部分はレベルアップが必要</li> <li>子どもの問題行動の解決が図れるケア体制が必要</li> </ul> <p>○地域支援機能などの在宅支援機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>里親に対する支援も必要</li> <li>在宅で、できるだけ親子分離をしないような支援の方法を検討すべき</li> <li>親子分離をしない生活施設は、親子関係の再生に有用</li> </ul> <p>○一時保護機能のあり方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設における一時保護の機能は強化・充実を図る必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別対応を可能とする職員配置基準の改善（児童養護施設近未来像）</li> <li>保育士養成課程の見直し（同近未来像）</li> <li>地域小規模児童養護施設の増設（同近未来像）</li> <li>研修体系の整備、研修の評価（乳児院委員会）</li> <li>直接処遇職員の増員（1対1）、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門職員の常勤配置（同委員会）</li> <li>情緒面の問題に対応するための心理職員の配置が必要（児童自立支援施設の将来像）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童家庭支援センターの増設と市町村実施主体化（児童養護施設近未来像）</li> <li>訪問・通所型社会的養護サービスの充実および開発（同近未来像）</li> <li>乳児院による居宅への訪問型育児支援サービスの検討（乳児院委員会）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>混在解消のための一時保護施設のあり方を検討する必要（児童養護施設近未来像）</li> <li>一時保護委託費の改善（乳児院委員会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の満杯状態への早急な対応が必要（委員会）</li> <li>実習を充実させた研修（委員会）</li> <li>ケアに関わる研修プログラムの開発、ケアワーカーの養成（委員会）</li> <li>職員のメンタルヘルスのための相談体制の確保、スーパーバイザーの配置（委員会）</li> <li>担当職員数の拡充についても検討（委員会）</li> <li>措置費体系の見直しや最低基準の改善について検討</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>入所児童中心から外を向いた仕事が求められる（委員会）</li> <li>児童家庭支援センターを核にした地域支援のあり方を検討（委員会）</li> <li>施設のノウハウを活用した在宅支援を行うため、児童家庭支援センターの整備促進、ファミリーソーシャルワーカーの配置が必要（委員会）</li> </ul>
3. 家庭的養護（里親・グループケア等）のあり方について	<p>○里親制度の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な家族を受け入れる風土、啓発必要</li> <li>最初から完璧な里親を認定しようという発想から脱却、段階的に里親を作り出すことが必要</li> <li>多様な里親形態、活用形態の推進（週末里親、里親型グループホーム等）</li> <li>複数種類の里親登録の促進が必要</li> <li>里親制度の普及には、施設の積極的な態度と自治体の働きかけが重要</li> <li>里親の登録数が、実際の委託可能な里親の実態を表していない</li> <li>里親の開拓については、行政の積極的なPRが必要</li> <li>里親委託の活発化には、施設との共同という考え方が必要</li> </ul> <p>○専門性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な研修の実施や子どもの委託には事前の研修が必須条件とするなどの検討が必要</li> <li>子どもの色々な問題行動にも対応できるような育てる研修プログラムが必要</li> <li>里親の希望者には、研修を先に行い、意欲を持った人を認定し登録することが望ましい。</li> <li>研修の実施に当たっては、ロールプレイなど演習的な内容も取り入れることが必要。</li> <li>施設と里親の研修に相互に参加できるなどにより、互いを理解することにつながる機会となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>里親・専門里親の開拓、啓発（乳児院委員会）</li> <li>里親の名称の検討（里親制度研究会）</li> <li>里親の社会福祉事業化の検討（同研究会）</li> <li>養子縁組との混同が親の委託同意を妨げているとの指摘（同研究会）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉専門職としての里親を位置付け（里親制度研究会）</li> <li>虹センターなどでの研修の実施等研修の充実（同研究会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及しない原因究明とそれを踏まえた対策（委員会）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>実習を充実させた研修により職員の意識向上を図る</li> </ul>

検討課題	検討項目と委員からの意見	関係団体研究会等の意見	虐待防止専門委員会提言
3. 家庭的養護（里親・グループケア等）のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○里親機能の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養子縁組制度の活用も必要な方向性</li> <li>・里親の最低基準が制定されたことに合わせ、里親の権利について明確化すべき</li> <li>・保護受託者制度を再活性化するか、新たな仕組みを構築すべき</li> <li>・一時保護委託先としての機能を持つべき</li> </ul> </li> <li>○里親支援機能の強化等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所のサポートが不十分</li> <li>・児童相談所の対応を強化することが必要</li> <li>・電話などでいつでも相談できる体制を整えることが必要</li> <li>・里親のつながりや連携を密にするために、里親会の活性化を図ることが必要</li> <li>・里親にとって養育に負担の大きな子どもについては里親への支援体制について検討が必要</li> <li>・里親委託後の定期的な家庭訪問などのサポートが必要</li> <li>・委託の初期に継続し、集中したサポートが必要</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親ファミリーホーム（グループホーム）の創設（児童養護施設近未来像、里親制度研究会）</li> <li>・青年短期里親の創設（同研究会）</li> <li>・短期里親による子育て支援短期利用事業の実施（同研究会）</li> <li>・専門里親、親族里親に対する委託児童の拡大（同研究会）</li> <li>・里親研修、養育実習、相談など里親への支援、児童家庭支援センターなどによる相談・支援（乳児院委員会）</li> <li>・児童福祉施設にファミリーソーシャルワーカーを配置し、里親からの相談、研修、レスパイトケア、関係調整など、里親支援機能を拡充（里親制度研究会）</li> <li>・里親手当の改善（同研究会）</li> <li>・里親サロンの創設（同研究会）</li> <li>・里親担当児童福祉司の配置（同研究会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レスパイトケア、ケアワーク含め、施設が里親を支援する体制（委員会）</li> </ul>
4. 家族関係調整及び地域支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家族への支援や親権者との関係調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族への支援を常に並行して考えることが必要</li> <li>・親権者との関係性、コントロールを考えることが必要</li> <li>・親自身への精神的なサポート仕組みが必要</li> <li>・家族への支援については、生活支援という内容も必要</li> <li>・親支援と子どもの権利を守るものを明確に役割分担して対応することも必要</li> <li>・治療機能を持ったディ・ケア・システムが必要</li> <li>・施設を退所して家に戻った子どもへの在宅支援が重要</li> </ul> </li> <li>○関係機関との連携、地域におけるサポートシステムの確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援においては、養育のノウハウを豊かに持った施設が社会的役割を担うべき</li> <li>・学校との連携を緊密化することが必要</li> <li>・在宅メニューとしてのショートステイ、ホームヘルプ、ディサービスの実施を検討すべき</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤のファミリーソーシャルワーカーを配置し、家族調整（児童養護施設近未来像）</li> <li>・親に対する援助の制度化、司法介入、親権の見直し、未成年後見制度の改善（同近未来像）</li> <li>・親子訓練室の活用による母子入所など親子の愛着形成のための計画的な取り組み（乳児院委員会）</li> <li>・保護者との関係強化、援助技術の習得ははじめ親とのコミュニケーション技術の向上（同委員会）</li> <li>・児童相談所との関係強化、家庭支援専門相談員による連携（同委員会）</li> <li>・親子宿泊室の整備（児童自立支援施設の将来像）</li> </ul>	
5. 年長の子どもや青年に対する自立支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年長の子どもや青年に対する支援（生活・住居・就労・進学等）のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童と名が付くと対応に限界があるなら、青少年を対象として別の法律等で対応ができないか</li> <li>・施設の中に自活寮もしくは、自立促進寮を整備して対応が可能</li> <li>・施設では、18歳を超えた人を新たに措置することができない</li> <li>・専門職員と一緒の生活を通じて、社会生活をスムーズに進めることができるようなシステムが必要</li> <li>・施設内で社会的スキルを学ぶ機会を確保する</li> <li>・個々の子どもを誰がサポートするのかを明確にしておくことが必要</li> <li>・アフターケアに引き続き、生活場所の確保、心のふるさとの確保が重要</li> <li>・仕事に向けた、キャリアスタディー的な機会を用意し、援助できる体制が必要</li> </ul> </li> <li>○自立援助ホームの機能や役割の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢の枠を超えた対象についても議論が必要</li> <li>・18歳以上の人の問題を支えていくことができるのは自立援助ホームしかない。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援里親の創設（里親制度研究会）</li> <li>・施設外に分園を持ち、地域の中で社会自立に向けた取り組みを強化する（児童自立支援施設の将来像）</li> <li>・対話語のアフターケアの強化（同将来像）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活拠点の確保や就労支援をも視野に入れた検討が必要</li> <li>・整備・拡充が必要</li> </ul>

検討課題	検討項目と委員からの意見	関係団体研究会等の意見	虐待防止専門委員会提言
5. 年長の子どもや青年に対する自立支援について	○その他 ・家庭に帰れない、自ら帰宅を拒否する子どもへの対応が必要		
6. 社会的養護の質の向上	○子どもの権利擁護の強化 ・里親委託された子どもの権利擁護の仕組み必要 ・社会的養護の中で発生する虐待を防ぐシステムの構築が重要	・児童相談所の権利擁護機能化（児童養護施設近未来像）	・施設内虐待を防止する体制や施設内での子どもの行動上の問題に対応する体制が必要（委員会）
	○施設入退所等に関するアセスメントの策定 ・子どもにとっての最善の利益の見立て、専門性判断 ・児童相談所がアセスメントを明確に行うことが必要	・援助計画の策定と再評価、その際の児童相談所との連携（乳児院委員会） ・児童相談所における的確なアセスメント手法の開発とそれに基づく養育支援計画の策定（里親制度研究会）	・最適な社会的養護を提供するための的確なアセスメントが必要（委員会） ・施設の退所等に際しての客観的なガイドラインの策定（委員会） ・親と子が置かれている状況を客観的に判断するアセスメントツールの開発（委員会）
	○支援プログラムのあり方（個々の状況に応じた支援計画の設定等） ・社会的スキルの獲得のため、社会体験型の自立支援プログラムが必要 ・自立と支援の観点から、アフターケアは重要		
	○サービス評価の実施		・第三者機関によるチェックシステム（委員会） ・客観的な評価を進めるための評価者の養成（委員会）
	○社会的養護関係者に対する養成、研修の拡充		
	○その他 ・職員の配属基準についての見直しが必要		
7. その他			

# 現在の要保護児童に対する主なケア機関

資料3

児童 (年齢) 児童 (ニーズ)	乳児(0才)	幼児(1~6才)	少年(7~13才)	少年(14~20才)	青年(20才以上)
・適切な養育	・養育里親 ・乳児院 ・母子生活支援施設	・養育里親(里親型 グループホーム) ・乳児院 ・児童養護施設(地 域小規模) ・母子生活支援施設	・養育里親(里親型 グループホーム) ・児童養護施設(地 域小規模) ・母子生活支援施設	・養育里親 ・保護受託者 ・児童養護施設 ・自立援助ホーム	
・適切な養育 ・心理的ケア	・専門里親 ・乳児院	・専門里親 ・乳児院 ・児童養護施設(地 域小規模)	・専門里親 ・児童養護施設(地 域小規模)	・児童養護施設(地 域小規模) ・自立援助ホーム	
・適切な養育 ・心理治療 ・行動に関する治療			・情短施設 ・児童自立支援施設	・情短施設 ・児童自立支援施設 ・(少年院)	(少年院)
・適切な養育 ・心理治療 ・行動に関する治療 ・要医療(精神科)	・(医療機関)	・(医療機関)	・情短施設 ・児童自立支援施設 ・(医療機関)	・情短施設 ・児童自立支援施設 ・(医療少年院) ・(医療機関)	・(医療少年院) ・(医療機関)

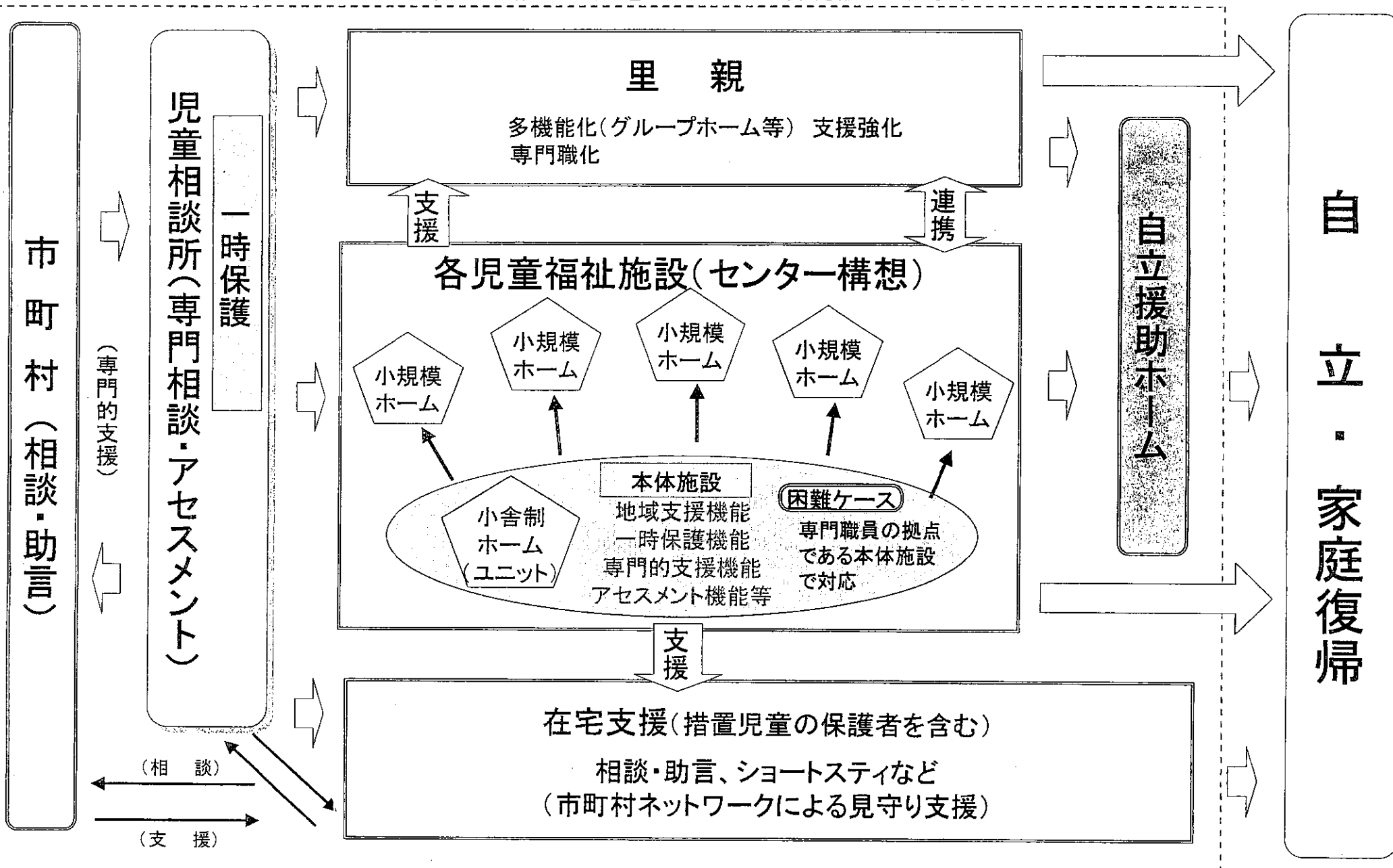
※ 1: 主なケア機関について整理したもの

2: 障害に対するケアについては、別途検討が行われるので、本表には含まれていない

# これからの社会的養護システム案(参考1)

= 各児童福祉施設をセンター(基幹施設)とする案 =

資料4



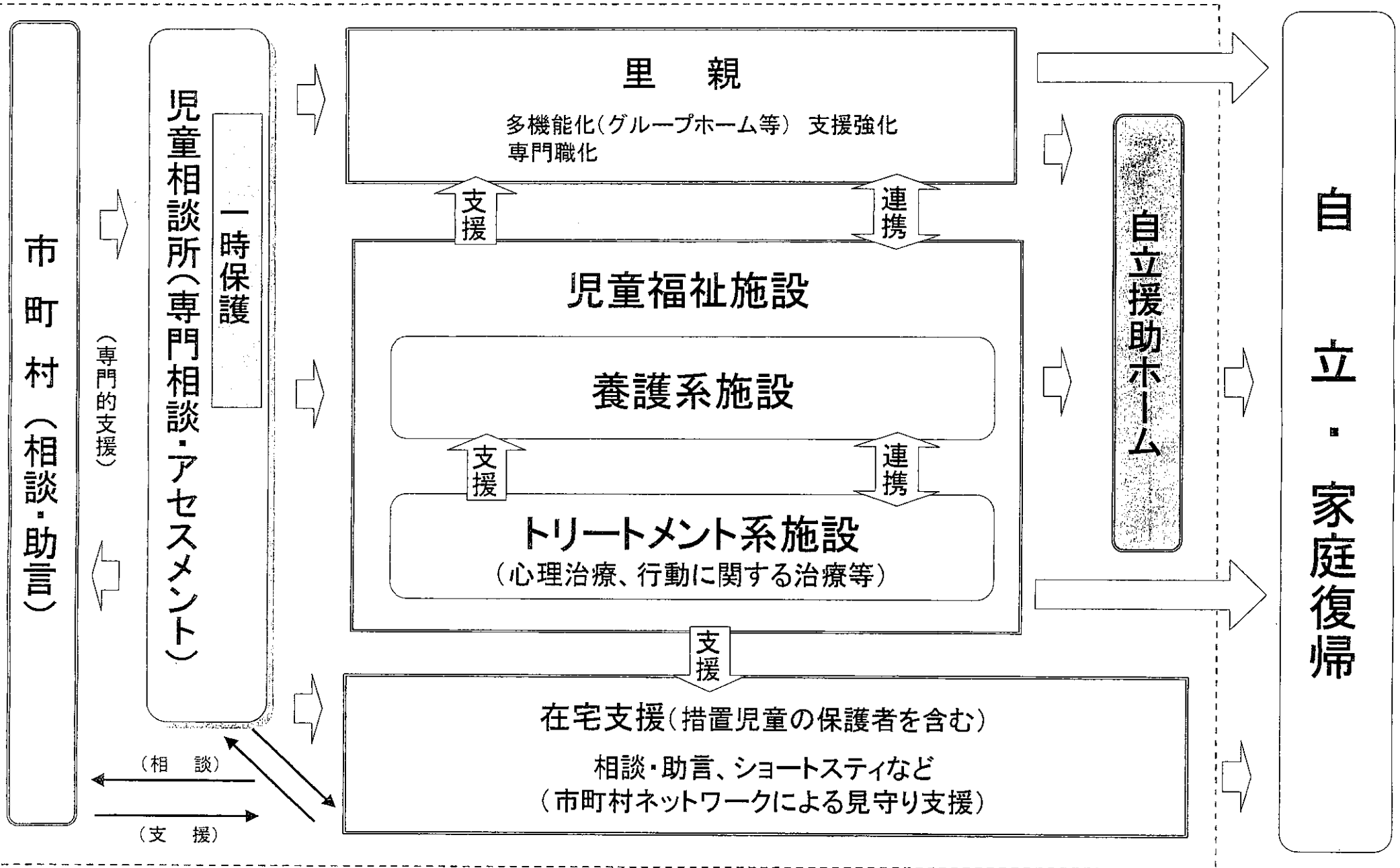
は、保健・医療・教育機関などの支援・連携

(注)全乳協「21世紀の乳児院のあり方を考える特別委員会 最終報告」  
全養協「子どもを未来とすために」などを参考に事務局が作成



# これからの社会的養護システム案(参考2)

= 養護系施設とトリートメント系施設に分化・集約する案 =



は、保健・医療・教育機関などの支援・連携 (注)平成9年改正時における関係団体意見等を参考に事務局が作成

## これからの社会的養護システム案を 検討するにあたって用いた参考資料

- ・平戸 ルリ子著  
「児童福祉施設改革の視点と展開  
『社会福祉 21世紀のパラダイムⅡー方法と技術』」誠信書房 1999年)
- ・財団法人 全国里親会  
「里親制度の拡充・整備に関する研究会報告書」 (2003年)
- ・社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国乳児福祉協議会  
21世紀の乳児院のあり方を考える特別委員会  
「21世紀の乳児院のあり方を考える特別委員会 最終報告」(2003年)
- ・全国児童養護施設協議会制度検討特別委員会小委員会  
「子どもを未来とするためにー児童養護施設近未来像Ⅱー  
〈全養協制度検討特別委員会小委員会報告〉」(2003年)
- ・全国情緒障害児短期治療施設協議会  
「平成15年度要望書」 (2003年)
- ・全国児童自立支援施設協議会  
「児童自立支援施設の将来像」 (2003年)
- ・社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会  
「母子生活支援施設のあり方検討委員会報告書」 (2003年)

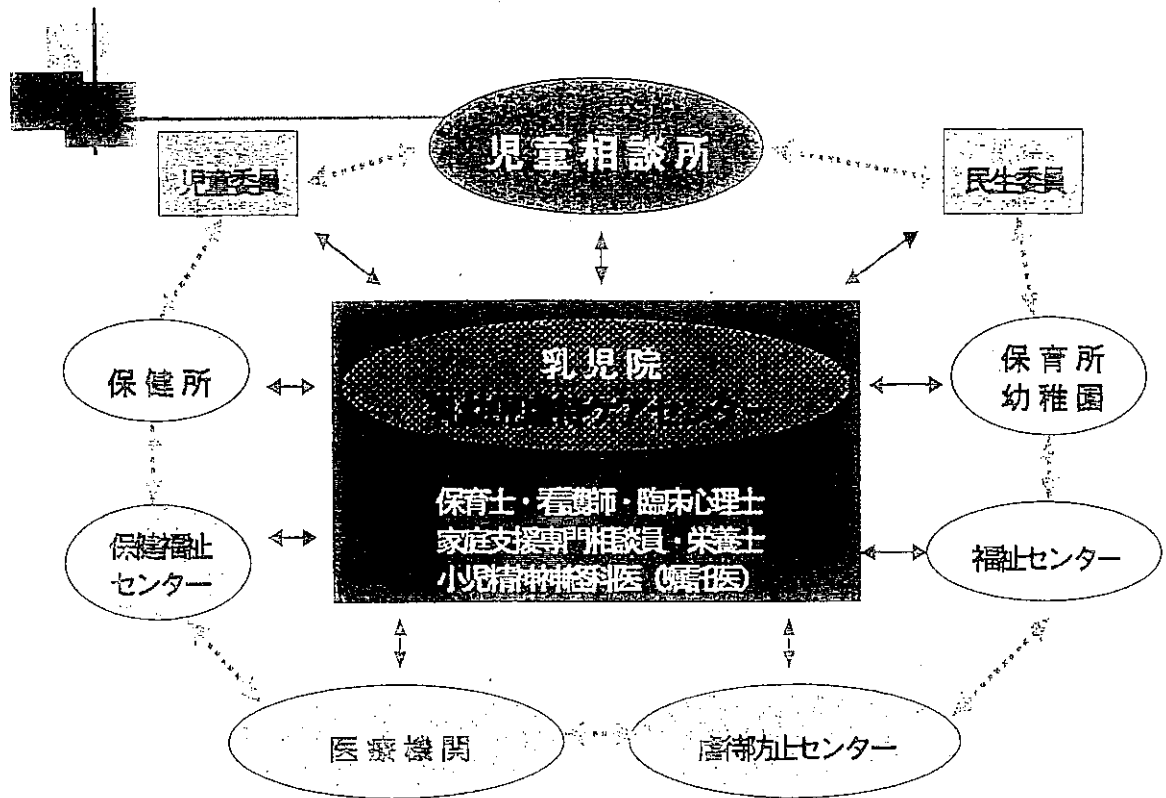
「社会福祉21世紀のパラダイムⅡー方法と技術」より抜粋

施設再編及び新設に関する試案比較表

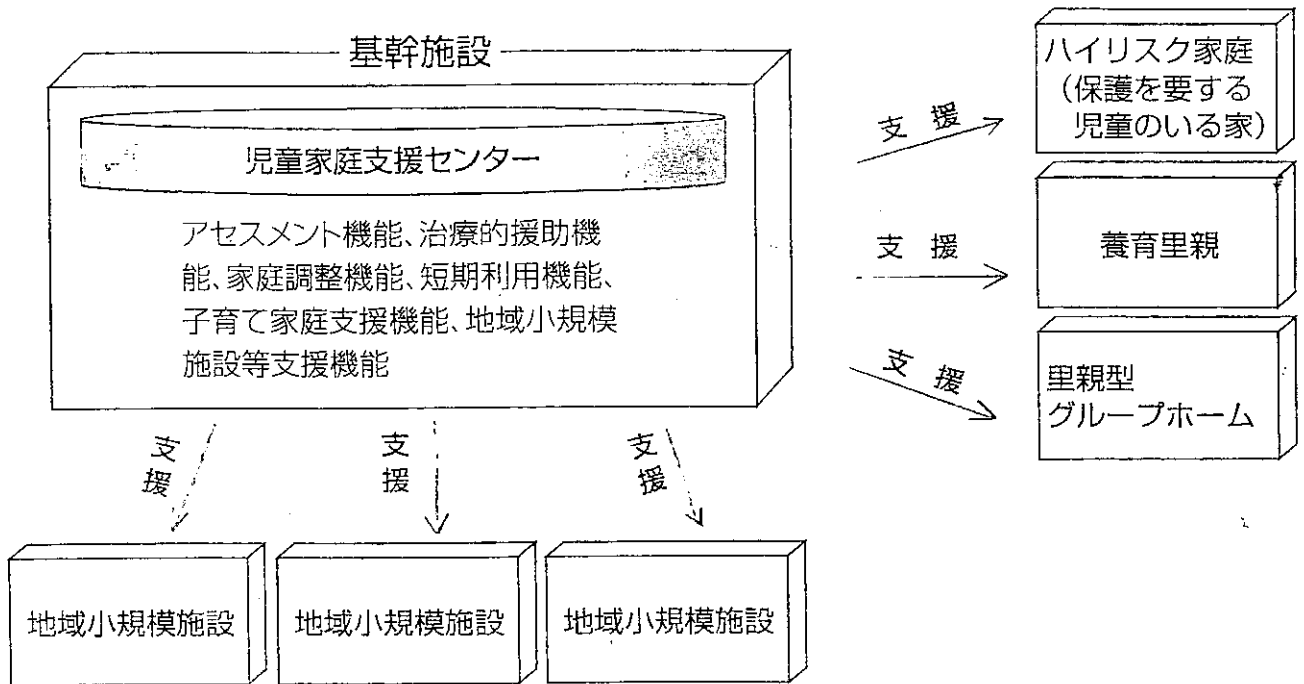
報告書（最終） または研究者名	施設体系再編試案	各施設や対象とする児童 (または対応する旧施設)
全社協児童福祉法制研究会報告書『児童福祉法制改革の方向と課題』（第4章、古川論文）1991. 2	育成系施設————→	保育所，児童厚生施設
	療育系施設————→	虚弱児施設，精神薄弱児施設等各種障害児施設
	養護施設————→	乳児院，養護施設，情緒障害児短期治療施設，教護院
	コミュニティホーム型施設————→ 専門型施設————→	地域社会のニーズに応急的に対応  特定福祉ニーズに選択的，専門的，中・長期的に対応
厚生省児童家庭局育成課長（当時）弓掛正倫「養護施設の将来展望」1991. 10	養護ホーム	従来の養護施設，教護院，情緒障害児短期治療施設などの養護系施設をまとめたもの
	専門ランチ施設	養護ホームに入所した児童で，さらに身体的，行動的特徴に応じて，処遇計画にもとづき利用する
厚生省・子供の21プラン研究会「たくましい子供・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン報告」	障害児系施設の見直し	専門性と総合性が両立し得るように検討
	養護系施設の見直し	養護施設（「児童ホーム」への名称変更案の提示） 教護院「（児童自立センター）への名称変更案提示」 母子寮「（ファミリーホーム）への名称変更案提示」 その他乳児院，虚弱児施設，情緒障害児短期治療施設
柏女霊峰「児童福祉施設の再構築」『社会福祉福究』61号1994. 10	養育系施設と療育系施設の二大施設体系に入所型と通所型の施設想類を組合せる	
全養協制度検討特別委員会「『養護施設の近未来像』報告書」1995. 2	家庭養育代替型施設 ・里親・グループホーム ・長期居住型施設	従来の養護施設が代替主機能として長期的ニーズに対応
	家庭養育支援型施設（新設） ・家庭養育支援ホーム ・短期養育支援ホーム	家庭内の養育問題の相談に応じ，未然に養護問題の発生を防ぐ。また，短期（2年以内）処遇で対応する
	教育治療・自立援助型施設	従来の情短，教護院が対象としてきた児童

報告書（最終） または研究者名	施設体系再編試案	各施設や対象とする児童 (または対応する旧施設)
全社協・児童福祉施設 のあり方委員会報告書「 児童福祉施設再編への提言」 1995. 2	生活拠点型施設	養護性のニーズが高い子ども。従来の乳児院，養護施設（グループホーム含む）
	トリートメントⅠ型	養護性とともにも何らかの特定目的性のニーズが高い子ども。従来の乳児院，母子寮，養護施設を除く入所施設機能をもつ施設
	トリートメントⅡ型	何らかの特定目的ニーズが高い子ども及び保護者。従来の保育所，児童館を除く通園，通所施設的機能をもつ施設
	家庭養育型施設	実家庭を基盤に生活する子ども及びその保護者の子育て支援。従来の母子寮，保育所，児童館
山縣文治「児童福祉の近未来像をさぐる」『世界の児童と母性』39号1995. 10	家庭養育支折型施設，生活拠点型施設，入所及び通所による各トリートメント施設	
全国情緒障害児短期治療施設協議会「児童福祉施設の近未来像」（試案）1996. 3	保護・育成主目的の施設系Ⅰ	従来の乳児院や養護施設
	治療・再育成主目的の施設系Ⅱ	従来の虚弱児施設，教護院，情緒障害児短期治療施設
相沢仁「教護院近未来像」『国立武蔵野学院紀要』創刊号1996. 11	乳幼児家庭ケアセンター	乳児院，保育所，養護施設，児童相談所
	児童家庭ケアセンター	養護施設，児童相談所，里親，一時保護所
	ファミリーケアセンター	母子寮，養護施設
	児童家庭治療ケアセンター	情緒障害児短期治療施設，養護施設，児童相談所，教護院，一時保護所
	児童家庭教育ケアセンター	教護院，児相，情緒障害児短期治療施設，養護施設，一時保護所
	障害児系施設	精神薄弱児施設，重症心身障害児施設，虚弱児施設他

# 乳幼児虐待ケアセンター



「21世紀の乳児院のあり方を考える特別委員会 最終報告」より抜粋



児童養護施設の基本型

「児童養護施設近未来像Ⅱ」より抜粋